

風しんの流行に伴う緊急対策について

～予防接種費用の一部助成を始めます～

風しんは昨年6月以降、届出数が全国的に非常に多くなっており、市内でも特に成人男性を中心に例年を大きく超えるペースで患者が発生しています。

川崎市は、風しんの流行に伴う緊急対策として、風しんり患者の重症化と先天性風しん症候群の発生を予防するため、川崎市医師会と協定を締結して神奈川県で初めてワクチン接種の支援を行うこととしました。

また、対象者の枠を他の自治体での妊娠を予定又は希望している女性と妊娠している女性の夫のみならず、届出数の多い成人男性まで拡大して対象としました。

1 緊急対策の内容

川崎市は、市内医療機関で事業に協力する医療機関に、ワクチン（麻しん風しん混合ワクチン＝MRワクチン）を無償で供給します。

ワクチンの供給を受けた医療機関は、接種費用として2,000円を超えない額を対象者から徴収する。

2 対象者及び接種回数

川崎市民で、原則として風しんにかかったことがなく、予防接種を受けたことがない方で次のいずれかに該当する方に、**1回**接種する。

1	妊娠している女性の夫（児の父親）
2	23歳～39歳の男性（昭和49年4月2日～平成2年4月1日生まれ）
3	23歳以上の妊娠を予定又は希望している女性（平成2年4月1日以前の生まれ）

*妊娠中の方には接種できません。

3 実施時期

平成25年4月22日 ～ 平成25年9月30日（予定）

4 協定の締結式

市長及び川崎市医師会長の間において、次により協定の締結式を開催いたします。

日時 4月18日（木）午前11時30分

場所 本庁舎2階 特別会議室

5 広報予定

- ・川崎市ホームページに掲載（4月16日）
- ・川崎市市政だより5月1日号に掲載実施予定
- ・ポスターを協力医療機関に個別配布（4月19日までに）
- ・河川情報掲示板等に掲載実施予定（実施期間中）

○風しんとは

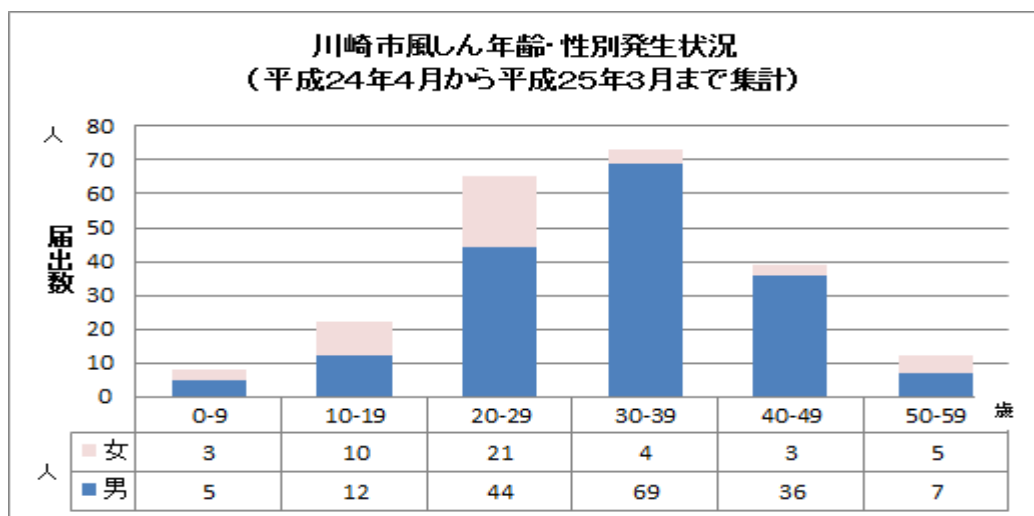
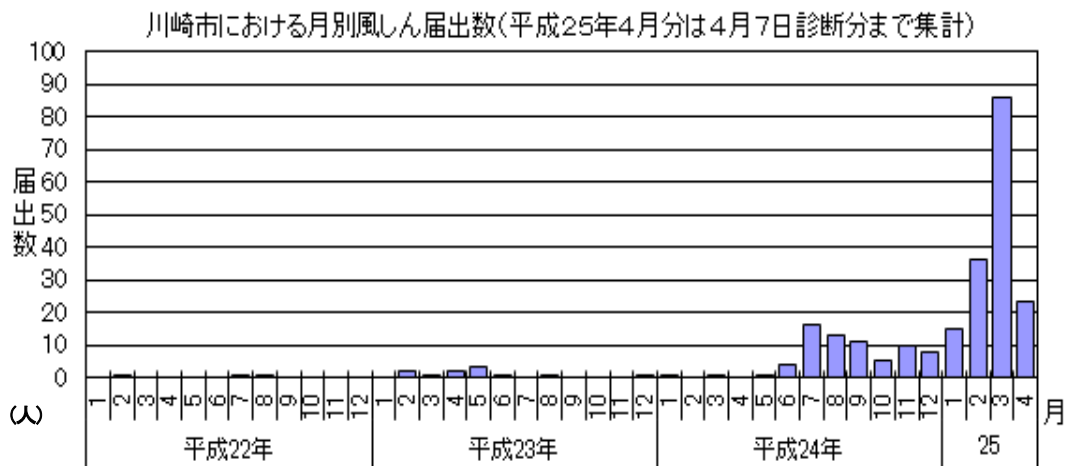
風しんウイルスによっておこる急性の発疹性感染症で、飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつります。一般に、風しんの流行は春先から初夏にかけて多くみられます。

主な症状として発疹、発熱、リンパ節の腫れが認められます。潜伏期間は2－3週間で、発疹のでる2－3日前から発疹がでた後の5日くらいまで感染力があると考えられています。予防接種（ワクチン）が効果的な予防策です。また、一度かかると、大部分の人は生涯風しんにかかることはありません。

○先天性風しん症候群について

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）に感染すると、胎児が風しんウイルスに感染し、白内障、先天性心疾患、難聴等を主な症状とする先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。なお、妊婦は風しんの予防接種を受けることはできません。

○市内における風しん患者報告数（健康福祉局健康安全研究所 感染症情報センター資料）



【健康福祉局健康安全部健康危機管理担当】

風しんの流行に対する緊急対策事業の実施に関する協定原文

川崎市(以下「市」という。)と、公益社団法人川崎市医師会(以下「医師会」という。)との間で、風しんの流行に対する緊急対策事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内において、風しんが例年を大きく超えて流行していることに鑑み、予防接種を実施することにより、風しんり患者の重症化と先天性風しん症候群の発生を予防し、市民の健康被害を低減することを目的とする。

(対象者)

第2条 前条の予防接種の対象者は、川崎市民であって、原則として風しんのり患歴がなく、かつ、風しん抗原含有ワクチンの予防接種を受けたことのない者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠している女性の夫(児の父親)
- (2) 昭和49年4月2日から平成2年4月1日までに出生した男性
- (3) 平成2年4月1日以前に出生した者で、妊娠を予定又は希望している女性

(実施方法)

第3条 第1条の予防接種は、医師会の会員が運営する医療機関で、この事業に協力する医療機関(以下「医療機関」という。)において個別接種により行い、市は、医療機関が対象者が1回接種するために必要な「乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン」を無償で供給する。

2 医療機関は、対象者に対して前項のワクチンを接種するとともに、接種費用として2,000円を超えない額を当該対象者等から徴収する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は平成25年4月22日から平成25年9月30日までとする。

(協議事項)

第5条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度市及び医師会が協議を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月18日

川崎市

公益社団法人川崎市医師会

川崎市長

会 長